

5月15日(日)

神崎町長選挙投票日

任期満了による神崎町長選挙を5月10日告示、5月15日投票の日程で執行します。

あなたの貴重な一票を自覚と責任をもって投票しましょう。

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

○平成8年5月16日までに生まれた方

○平成28年2月9日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

投票時間

午前7時～午後8時

投票所

第1投票所

神崎小学校体育館

第2投票所

米沢小学校体育館

投票日に用事がある方は

期日前投票を

○期日前投票の投票期間

5月11日(水)～5月14日(土)

の毎日

○期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

○投票できる方

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭等の予定があり、投票所に行けない方

○期日前投票所

役場1階小会議室※投票所入場券をご持参ください。

立候補予定者説明会を

開催します

神崎町長選挙の執行に伴い、立候補予定者への説明会

を次のとおり開催します。当日は、立候補届に必要な書類を配布して、各届出書の記載要

領や選挙までの日程等について説明します。

○日時 4月8日(金)午後2時

○場所 役場2階第2会議室

○選挙に関するお問い合わせは神崎町選挙管理委員会まで。
☎22111内線211

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

□平成28年度保険料率について

協会けんぽは、主に中小企業で働く方やそのご家族が加入されている健康保険で、全国に約3,700万人（千葉支部は約80万人）の加入者がいます。平成28年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率については、本年3月分（4月納付分）より現状の9.97%から9.93%に引き下げとなります。

○問合せ 協会けんぽ千葉支部 企画総務グループ ☎043-308-0522

□加入者のご家族様（被扶養者）への特定健診のお知らせ

協会けんぽでは、加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診を実施しております。健診費用の一部を協会けんぽが補助しておりますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう！なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬に加入者ご本人のご自宅へ直送いたします。

○受診方法 受診券と健康保険証をお持ちのうえ受診してください。健診実施機関や集団検診の日程については、協会けんぽのホームページをご覧くださいか協会けんぽ千葉支部にお問合わせください。

○自己負担額 健診機関で受診する場合は1,180円（一部機関は500円）、集団健診で受診する場合は500円です。

○問合せ 協会けんぽ千葉支部 保健グループ ☎043-308-0525

春の全国交通安全運動

4/6(水)～4/15(金)

しんごうが あおでもよくみる みぎひだり

交通事故死亡ゼロを目指す日4/10(日)

〈重点目標〉

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



道路で子どもやお年寄りを見かけたら、いつも以上に注意するのじゃ!!